

イノシシ等が市街地等に出没した場合 の対応について

～「市町等向けガイドライン」～



令和6年3月

佐賀県 生産者支援課

目 次

1	はじめに	1
2	出没時の関係機関の連絡体制の整備と役割	1
	(1) 連絡体制の整備	
	(2) 関係機関の役割	
3	イノシシ等が市街地等に出没したときの段階的対応	8
	(1) 現場の状況に応じた段階的対応の区分	
	(2) 各段階における対応方針及び具体的な対応	
4	出没個体の追払いや捕獲の実施	11
	(1) 出没個体の追払い	
	(2) 出没個体の捕獲	
	(3) 出没対応の際の所持品等リスト	
	(4) 保険の確認	
	(5) マスメディアへの対応	
5	対応後の振り返り	18
6	市街地等に出没させないために	20

- 【参考1】 注意喚起(広報誌、チラシ等)の例
- 【参考2】 注意喚起(広報車等)の例
- 【参考3】 関係法令

イノシシ等が市街地等に出没した場合の 対応について

～市町等向けガイドライン～

1 はじめに

近年、イノシシやサルが住宅地や市街地に出没する機会が増え、住民が不安を抱いたり、人的被害の発生が危惧されるようになっており、市町や警察署等に対する対応要請も多く寄せられてきています。

本ガイドラインでは、イノシシやサルが住宅地や市街地に出没した際の対応の中心となる市町において、適切な対処や実効性のあるマニュアル作成の参考となるよう、行政や警察等の役割分担と連絡体制、現地での具体的な対応等を例示として整理しました。

2 出没時の関係機関の連絡体制の整備と役割

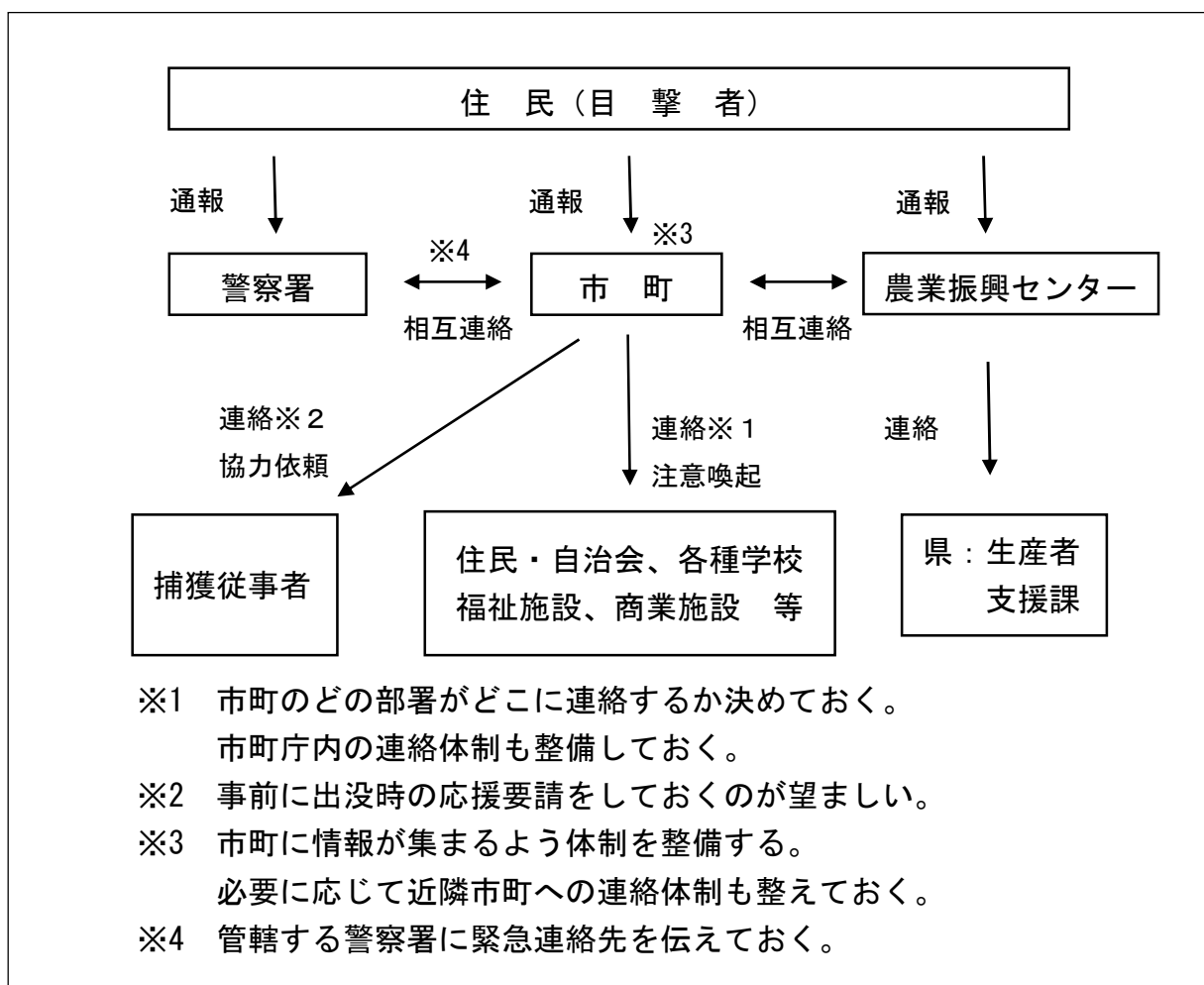
(1) 連絡体制の整備

イノシシ等が出没した際には、緊急に対応が迫られる場合もあることから、予め、関係機関との連絡体制を整備しておきましょう。関係機関で年度当初に顔合わせを行い、出没時の対応について確認しておくことも重要です。

また、イノシシ等はいつ出没するか分からないことから、閉庁時（土日・祝日、夜間）の連絡体制についても整備しておきましょう。

さらに、共有すべき情報を整理し、通報連絡票を作成しておき、何処に通報があっても情報が共有できるようにしておきましょう。

◆ 連絡体制の例 ◆



○情報を共有する主な項目

項目	主な内容
通報者	住所及び氏名、電話番号
目撃日時	月日、時間
目撃個体の種類・状況	種類、頭数、状況、確認場所など
負傷者の有無	負傷者の状況
捕獲の有無	捕獲の状況
目撃時の状況	興奮状態かどうか、移動方向、大きさ(大まかに)
関係機関への連絡の有無	市町、警察署、猟友会、県庁(農業振興センター)など

◆ 通報連絡票（様式例） ◆

通報連絡票

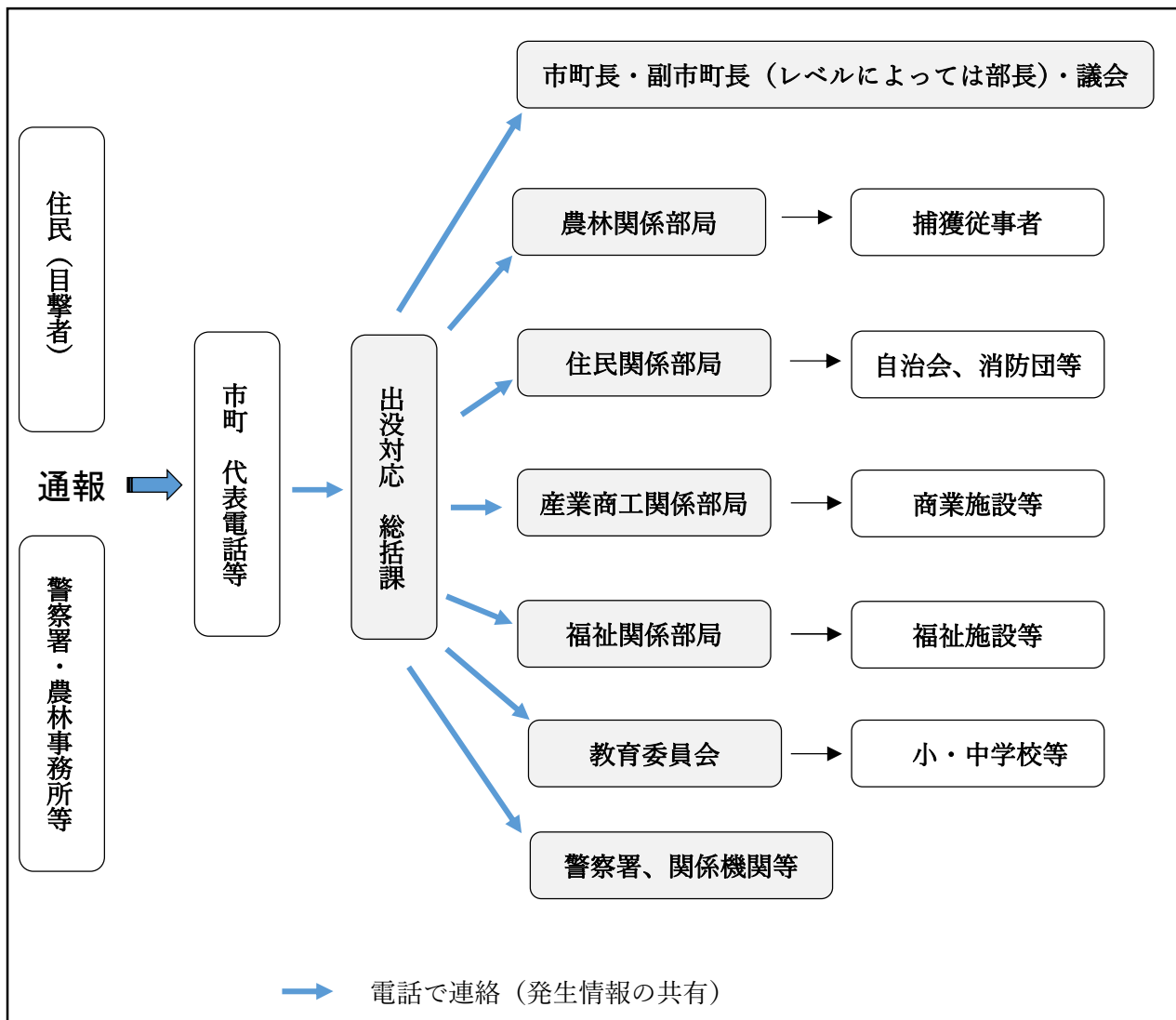
送信先 _____ 御中

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（曜日） ____ 時 ____ 分 受信：電話・メール

対応者 _____ 所属名： _____ 職名： _____ 氏名： _____

項 目		内 容		
通報者 (情報共有の 可・否)	住 所			
	氏 名			
	電話番号			
目撃日時		月 日 (曜日) 時 分頃		
目撃個体の種 類・状況	獣 種		頭数	頭
	大きさ	体長 _____ cm	性別	
	状 況	<input type="checkbox"/> 出沒 <input type="checkbox"/> 人身被害		
	確認場所	住 所		
	目撃時の行動 ・移動方向			
負傷者の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	負傷の状況	
捕獲の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	捕獲の状況	
関係機関等への連絡				
その他の情報				

◆市町舎内での連絡体制(例)◆



- ※ イノシシ等の出没レベル(1～3)によって、どこの部署がどこまで連絡するか、その範囲(連絡先)を決めておきましょう。
- ※ 各担当部局の連絡者名簿を作成しておきましょう。(休日・祝日の連絡先も含め)
- ※ 休日でも担当者へ連絡が取れるようにしておきましょう。

(2) 関係機関の役割

ア 市町の役割

- イノシシやサルが出没した際には、情報収集や情報共有の主体となり、対応がスムーズに進むよう総括する。
- 地域住民の安全を確保するため、必要に応じ、防災行政無線や広報車、チラシ等により注意喚起するとともに、出没現場等への立ち入り制限を行う。
- 痕跡や侵入経路等を調査し、関係機関と情報を共有し、追払いや捕獲の方法などについて、今後の対策を検討する。
- 追払いや捕獲が必要な際は、鳥獣被害対策実施隊や地元猟友会等、捕獲従事者へ協力を依頼する。捕獲する際は、狩猟免許所持者へ有害鳥獣捕獲の許可を出す。
- 上記の役割を踏まえ、市町内での役割分担をあらかじめ整理した対応マニュアルを整備しておきましょう。

<役割分担例>

業務内容(例)	担当課・連絡先(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、サル出没対応の総括 ・情報収集、侵入経路等の分析 ・(監視、追払い、捕獲等) 対応レベルの判断、対応内容の決定 ・(県、警察署、猟友会、消防団等) 関係機関への対応・協力依頼 	□□市役所 △△課 ○○○○— ○○—○○○○
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等に係る有害鳥獣捕獲許可等の手続き ・追払いや捕獲等に必要な資材の準備 ・追払い等への応援(人員の確保) 	□□市役所 △△課 ○○○○— ○○—○○○○
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の安全確保 ・周辺住民への注意喚起(防災行政無線、広報車、チラシ等) ・自治会等への注意喚起 ・小学校、中学校、高校等への注意喚起 ・保育園、認定こども園、幼稚園等への注意喚起 ・福祉、介護施設等への注意喚起 ・商業施設等への注意喚起 	□□市役所 △△課 ○○○○— ○○—○○○○

※業務内容は一例であり、それぞれの市町の条件、環境等に応じて柔軟に対応する。

イ 警察署の役割

- 住民の安全確保のため、パトロール等により出没地域の警戒態勢を強化する。
- 必要に応じて、出没・捕獲現場への不要な立ち入りを制限するとともに、市町が行う追払いや捕獲に協力する。
- 人の生命若しくは身体に危険が及ぶ場合には、危険防止のため通常必要と認められる措置をとる。(警察官職務執行法第4条)
- 県内の出没情報を収集し、「防災ネット あんあん」により情報を配信する。

ウ 捕獲従事者（猟友会等）の役割

- 猟友会員等はイノシシ等の生態・捕獲に関し専門的知識を有していることから、市町等に対し助言するとともに、追払いや捕獲の際には、市町や警察署に協力する。
- 市町から有害捕獲の許可を受け、出没個体の捕獲を依頼された場合は、可能な限り追払い又は銃器以外の捕獲に努める。

エ 県の役割

- 市町や警察署から、イノシシやサルへの対応について助言を求められた場合は、県内や他県での対応事例を参考にアドバイスする。
- また、イノシシやサルの生態及び捕獲方法に精通した専門家の意見を伺いながら、市町や警察署に協力する。

3 イノシシ等が市街地等に出没したときの段階的対応

(1) 現場の状況に応じた段階的対応の区分

- ① 関係機関は次に定めるイノシシ等の出没状況に応じて、段階的に対応するものとする。(通報内容には不確実な内容を含むものも多いことから、「通報連絡票」で通報のあった情報や直接受けた通報について、現場で実際に被害の発生状況や怪我人の有無など、緊急性の高い情報から順に現状の把握に努め、通報内容を精査し、その結果について通報連絡票を受信した機関にフィードバックするものとする。)

※ ただし、出没してから一定の時間が経過した情報や、現在出没していないことが明らかである場合は除く。

- ②イノシシ等の出没状況を総合的に判断し、次の3段階に区分する。

出没レベル1	出没等の情報はあがるが、日常生活において遭遇、人身被害が発生するおそれの低い場合。
	■市街地等の周辺、集落に近い農地での単発的な出没の場合
出没レベル2	日常生活において遭遇、人身被害の発生するおそれが高い場合 (出没集中区域)
	■市街地の周辺、集落に近い農地等で連日または頻繁に、ほぼ同一の地域において、イノシシやサルが出没する場合 ■学校や病院等の公的な施設、通学道路の周辺 200~300m 付近にイノシシやサルが出没する場合
出没レベル3	緊急に対策が必要な場合
	■市街地、集落等に出没し、そのまま滞在した場合 ■人家や施設等に侵入、または立て籠もった場合 ■人身被害が発生し、そのままイノシシ等が逃走した場合

(2) 各段階における対応方針及び具体的な対応

① 出沒レベル1

(対応方針) 通報連絡票による情報の精査と共有に努めながら、注意喚起を行う	
市町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒等の情報を県、管轄する警察署と共有する ■ 必要に応じて現地確認を行い、出沒地域周辺の住民に注意喚起を行うとともに、生ごみ等、出沒する要因が明らかな場合には、対策を指導する。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒等の情報を県、管轄する市町と共有する。 ■ 周辺住民に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う
県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収集した出沒等の情報を取りまとめ、関係機関への情報共有を図る。 ■ 必要に応じて市町、警察と現地確認を行い、対策について助言を行う。

② 出沒レベル2

(対応方針) 周辺住民、関係機関に対して注意喚起を徹底し、出沒個体の追払い・捕獲に努める	
市町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒集中区域の周辺住民（自治会）、関係機関に対して、すみやかに注意喚起を行う ■ 出沒集中区域のパトロールを実施し、その情報を関係機関と共有する。 ■ 現地を確認し、捕獲従事者の協力のもと周辺の森林等への追払いを実施する。また、捕獲に適した場所がある場合には、捕獲従事者に対し、箱わな等による有害鳥獣捕獲を依頼する。 ■ 現地確認の結果、イノシシの誘引となっている生ごみ、家庭菜園等がある場合には、自治会や所有者等に撤去や防護を指導する。

警察署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒集中区域のパトロールを強化するとともに、出沒等の情報を県、管轄する市町に提供する。 ■ 周辺住民に対して注意喚起を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う
県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒集中区域で発生した場合、その情報を関係機関と共有するとともに、市町、警察と協力して現地確認を行い、対策について助言を行う。

③出沒レベル3

<p>(対応方針)</p> <p>周辺住民等への注意喚起を徹底し、関係機関が連携して「追払い」または「緊急捕獲」を実施する</p>	
市町	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺住民（自治会等）及び関係機関に対して、注意喚起を行う。 ■ 常時、現場情報の把握に努め、警察署や関係機関に情報提供を行うとともに、有害鳥獣捕獲の許可を受けた捕獲従事者等による「追払い」または、「緊急捕獲」を実施する。 <p>※緊急捕獲を実施する場合 捕獲計画（期間、捕獲者、場所、捕獲方法、捕獲後の処分）を作成し、安全性や実現性を見極めたうえで実行する。 指揮をとる所属をあらかじめ決めておき、スピード感をもって早期解決を図ることが重要。</p>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出沒地域及びその周辺の警戒態勢を強化するとともに、隣接する警察署に情報提供する ■ 「追払い」または「緊急捕獲」を実施する場合には、これを支援するとともに、現場周辺の住民の退避、交通整理を行うなど、安全確保を徹底し、不測の事態に備えるものとする。
県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町、警察と協力して現地確認を行い、対応等について助言を行う。

4 出沒個体の追払いや捕獲の実施

(1) 出沒個体の追払い

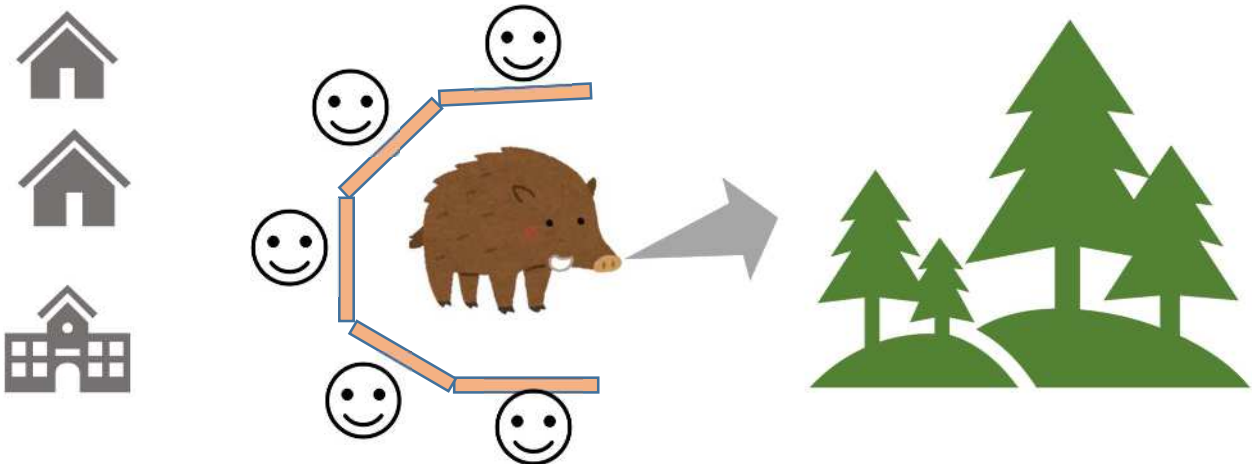
イノシシやサルを追い払う場合、追払いのルート付近の住民に注意喚起し（必要に応じて人払いを行い）、追払いのルート以外の方向への移動を遮断するように人員を配置しましょう。

出沒個体が興奮しないように、無理に追い立てず、自発的に移動するようにしましょう。

イノシシを追い払う場合は、安全性を確保するため、配置する人員に防具や盾・コンパネなどの装備品を持たせるようにしましょう。

○追払いの方向の検討(イノシシ)

追い払う方向（山など）については、周辺の学校や幼稚園、高齢者施設等の位置を確認のうえ、適切な方向を決定しましょう。



○安全の確保、追払い(イノシシ)

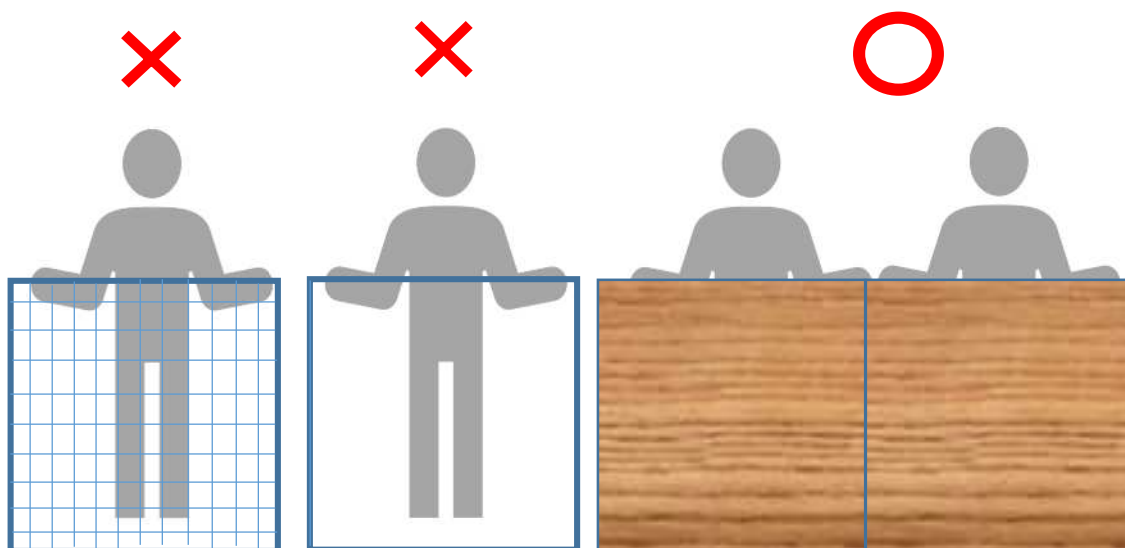
追払いは、組織的に(大人数で)行い、十分な距離を確保しましょう。イノシシは見通しが良い方向に疾走する習性があることから、イノシシを行かせたくない方向をコンパネやブルーシート等で遮断し、追い払いたい方向のみ見通しが利くようにしましょう。

- ◆ 出没個体が誘導者や追跡者のいる方向に進んだ場合は、慌てずに道を開け、出没個体の行きたい方向へ行かせるようにしましょう。

無理に追い立てたり、進行方向に立ちはだかる行為は大変危険なので、絶対にしないようにしてください。

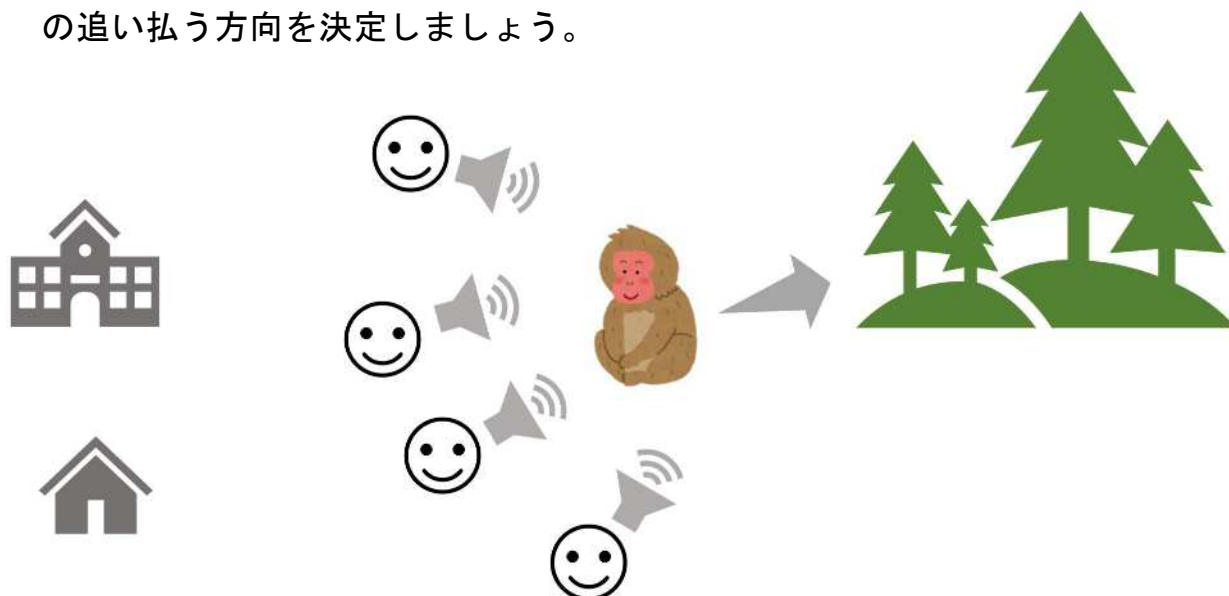
- ◆ 出没個体の進行方向に住宅地や学校等がある場合は、必要に応じて人払い等の措置をとってください。

イノシシは見通しのきかない方向への進行を嫌うため、遮断シートは裏の景色が透けないものを使用しましょう。また、コンパネや盾と地面の間に隙間があると、隙間をすり抜けて逃走するので、隙間ができないようにしましょう。



○追払いの方向の検討(サル)

サルの場合もイノシシと同様に、学校等の周辺状況を確認のうえ、山などの追い払う方向を決定しましょう。



○安全の確保、追払い(サル)

イノシシと同様に追払いは、組織的に(大人数で)行い、十分な距離を確保しましょう。ドラム缶を叩くなど、大きな音を立てながら、ゆっくりと山に追いかけてみましょう(山に近い住宅地などの場合)。電動ガンやパチンコ(スリングショット)、花火等の飛び道具を用いるのも有効です。

◆ 人慣れした個体でない限り、はぐれザルが定着することは稀なので、粘り強く追払いを継続しましょう。サルに対して、安住できる場所でない事を学習させることが重要です。

(2) 出没個体の捕獲

出没個体が負傷その他の理由によって動けない場合、あるいは出没地の周囲の状況によって追払いが難しい場合は、捕獲の実行が可能か検討しましょう。

捕獲の際は、決して無理に実行せず、住民や捕獲従事者の安全を確保しながら作業できると判断された場合にのみ実行しましょう。

捕獲に備え、事前に捕獲従事者の人選や箱わな等の手配等についても準備しておきましょう。

また、捕獲作業中、人や車両が現れたり、動物が過剰に興奮した場合には、直ちに作業を中止しましょう。

○捕獲の許可

捕獲する場合は、※有害鳥獣捕獲許可の手続きが必要です。

市町において、生活環境に係る被害が発生する恐れがある場合、有害鳥獣捕獲許可により、捕獲従事者の安全を確保のうえ、捕獲を図るものとします。

※ 有害鳥獣捕獲許可

- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第9条に規定される、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的のための捕獲許可。
- ・被害が生じているか又はその恐れがある場合に、所定の手続きを経て、その捕獲が認められるもの。

通報の内容や現場の状況から、捕獲従事者への協力依頼が必要と判断される場合は、速やかに市町から行います。

緊急時にはどのような器具を使って捕獲するかをあらかじめ想定し、事前に打ち合わせをしておくほか、事前に有害捕獲許可を出しておく等、対応できる人員の確保をしておきましょう。法定猟具を使用しない捕獲であれば、狩猟免許を取得しなくても有害捕獲の許可を出すことができます。

○イノシシの捕獲

人に危害を加える恐れのある個体は、早急に捕獲する必要があります。出没現場で捕獲を行う場合は、下記のことを確認し安全に十分配慮しましょう。必要に応じて捕獲現場への不用な立ち入りを制限し、住民の安全を確保しましょう。

- ・ イノシシが負傷している、または網などに絡まって動けない状態にある。
- ・ 建物や水路内に閉じ込められており、容易には逃げられない状態にある。
- ・ 幼獣（ウリ坊）など、生後1年未満の小型の個体で、事故の恐れが無い。
- ・ 捕獲に係る人員や、捕獲網やさすまた、盾などの道具を用意できる。

イノシシによる人身事故は全国的にみると、無理に捕獲を試みたり、棒で叩く、石を投げる、犬が吠えるなど、住宅地や市街地に出没した動物を極度に興奮させた状況で発生しています。興奮したイノシシは執拗に人や犬に襲いかかってくる性質があるため、生命に危険が及ぶ事態に発展する場合もあり注意が必要です。

後日箱わなやくくりわなで捕獲する場合は、捕獲計画（期間、捕獲者、場所、捕獲方法、捕獲後の処分）に従い、実行可能な捕獲従事者が実施するようにしましょう。捕獲期間は、地域住民を含めた関係者への周知と協力依頼が必要です。

○サルの捕獲

住宅地や市街地に長く定着し、追払いも難しい個体、いわゆる人慣れしたはぐれザルは、人身被害を発生させる可能性が高いため、捕獲従事者の安全性を確保のうえ、箱わな等を使用して捕獲を図ります。

箱わなでの捕獲の場合は、人気のない山林に設置し、柑橘類やイモ類等の新鮮なエサを大量に（10kg 程度）準備しましょう。自動撮影カメラでエサへの誘因状況を確認し、不足がある場合は捕獲方法を改善することで、早期捕獲につながります。

サルは群れで行動し、捕獲によって群れを分裂させてしまう可能性があるため、捕獲や放獣、殺処分は専門性が高い行為となります。判断に迷う場合は専門家に相談しましょう。

○銃の使用について

住宅集合地域等（半径 200m 以内に民家が 10 件以上）での銃器の使用は禁止されています（鳥獣保護管理法第 38 条）が、警職法第 4 条を根拠に、安全等確保の措置として警察官が捕獲従事者に銃器を使用して駆除するように命ずることは可能（令和 2 年 10 月 30 日警察庁生活安全保安課長通知）です。

銃器を使用した捕獲を実施する場合は、発砲可能な状況であるか十分に見極める必要があります。

○麻醉銃について

麻醉銃を使用する場合、「出没状況の把握（麻醉銃必要性の確認）」「安全な実施体制」「許可申請」「関係機関や地域住民への周知・説明」が必要です。

また、住居集合地域等に出没したニホンザル以外のクマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）、イノシシ、ニホンジカ等の大型の獣類に対して麻醉銃猟を実施する場合、麻醉薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻醉銃で撃たれたことにより対象個体が興奮し、従事者が反撃を受けたり、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性が高まるおそれがあるため、原則として許可しないこととされています。

<麻醉銃猟作業者>

必要な許可：①麻醉銃の所持許可

②麻醉薬の使用資格等（麻醉薬の種類による）

※麻醉銃猟は、特殊な状況下での対応を求められるため、作業者には、野生鳥獣に対する麻醉銃猟の経験、技術・実績等を求めることが望ましい。

<捕獲のための許可申請>

① 鳥獣の捕獲等の許可（同法第9条第2項）

② 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（同法第38条の2第2項）

③ 麻醉薬の種類及び量により、危険猟法に該当する場合には、危険猟法の許可（同法第37条第2項に基づく申請）

<薬品の取り扱い>

① 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬

例：塩酸ケタミン

→所持・使用には都道府県知事が行う麻薬研究者免許の取得の手続が必要

② 医薬品医療機器等法に基づく毒薬又は劇薬

例：塩酸メドミジン、塩酸キシラジン 等

→購入・授受には獣医師の処方箋又は指示が必要

詳しくは、環境省資料

「住居集合地域等における
麻醉銃の取扱いについて
～市街地や集落に出没した
野生鳥獣への対応のために～」
をご確認ください。



このページの URL

(3) 出沒対応の際の所持品等リスト

<資機材>

- 防護盾・ヘルメット・手袋(厚手のもの)
- コンパネ・遮蔽シートなど(裏の景色が透けて見えないもの)
- 追い払い道具(サル)(電動ガン、パチンコ(スリングショット)、花火等の飛び道具)
- 保定具(捕獲ネット、さすまた、たも網、投網、鼻くくり、足錠、ランチャーネット(サル))等
- 止めさし用具
- シート・搬送用BOX(止めさし後の死体を運ぶのにあると便利)
- センサーカメラ

<装備品>

- 地図(地形や水路の位置などが詳しくわかるもの)
(追払いの方向やルート決定、進ませたくない方向の検討に活用)
- 無線機(ヘッドセットがあると、両手が自由になり便利)
- 携帯電話・緊急連絡先メモ・応急処置セット など

※資機材や装備品については、事前に使い方を習熟するとともに、定期的に点検しておきましょう。

(4) 保険の確認

追払いや捕獲を実施する場合、従事者には危険が及ぶため、保険を準備しておく必要があります。追払いや捕獲を猟友会等に委託する場合は、保険の加入状況や準備について、十分に話し合っておきましょう。

捕獲に向かう道中の事故や、わなや網などの猟具に起因する事故など、様々な場面での事故が想定されます。補償内容を確認し、目的に合う保険への加入を検討しましょう（P19 別表参照）。

(5) マスメディアへの対応

市街地出沒は地域住民への被害に直結することから、マスメディアの関心が高く、住民の不安をいわずらに煽る報道や過剰な現場報道が起こる可能性もあります。マスメディアへの対応時は下記のことを意識しましょう。

- ・被害防止のための正確な情報を提供する
- ・捕獲実施場所や実施日時は教えない
- ・捕獲個体の殺処分の正当性を主張（被害防止のための有害鳥獣駆除）する

5 対応後の振り返り

市街地出沒対応後は必ず振り返りを行い、再発防止に努めましょう。

① 出沒の要因を分析する

出沒の状況や潜んでいた場所、餌付け等による誘因がなかったか等、出沒の要因を分析し、潜み場や餌場の解消を行うなど、再出沒を防ぐ対策を講じましょう。

② 出沒時の対応を確認する

市町内での連絡体制や役割分担、関係機関との連携、追払いや捕獲の実施等、対応にあたった一連の流れを振り返り、問題あった場合は見直しを行いましょう。

別表 市街地出沒に係る保険

	鳥獣被害対策総合補償制度 (市町村向け)	狩猟事故共済普通保険 (共済保険)	民間保険 (ハンター保険)	公務(通勤)災害補償制度
加入対象者	○ ○	○ ×	○ ×	× ○
被保険者	×	○ ×	○ ×	— —
対象事業	狩猟	○	○	×
	許可捕獲(被害防止対策) 市街地対策	○ △	○ △	○ ○
	備考 「市街地対策=被害防止対策」として整理することで保険対象	「市街地対策=有害捕獲」として整理することで保険対象。ただし追いつきのみが目的の出動時は対象外。	「市街地対策=有害捕獲」として整理することで保険対象。ただし追いつきのみが目的の出動時は対象外。	公務遂行中の事故が対象。
対象行為 (例)	自動車搭乗中、自動車との衝突・接触に起因する事故	○	×	○
	追払った動物からの逆襲による事故	○	×	○
	行政機関からの指示による事前の見切りでの事故	○	○	○
	現場でのわな・網の設置及び見回りの事故	○	○	○
	銃器の使用による事故	○	○	○
	わな等により捕獲した鳥獣からの逆襲による事故	○	○	○
	自動車搭乗中、自動車との衝突・接触に起因する事故	○	×	×
	追払った動物からの逆襲による事故	△	×	×
	追払った動物による建物等の損壊	△	×	×
	銃器の使用による事故	○	○	○
わな等により捕獲した鳥獣からの逆襲による事故	○	○	△	

※事故が起きた状況により補償の対象となるかどうかを判断しますので、詳しくは各保険会社にご確認ください。

6 市街地等に出没させないために

イノシシやサルが住宅地や市街地に出没する原因には、人による餌付け、生ごみや農作物、未収穫の果樹などによる誘引、耕作放棄地や竹林等の手入れ不足によるイノシシ等の隠れ場所となる藪の発生などが考えられます。

市街地周辺にイノシシなどが出没する要因がないか、日頃から住民の皆さんで見まわりをして確認することも重要な取組です。

餌付かせないための取組

イノシシやサルにエサを与えない

学習能力の高いイノシシやサルは、同じ場所で食べ物にありつけることを覚えると、頻繁に出没し食べ物を求めるようになります。

農作物を食べられたり、外飼いの犬に与えているペットフードやゴミ捨て場を荒らされたりすることも、間接的な餌付け行為となることもあるため、防がなくてはなりません。

<餌付けとなる行為の例>

- ◆かわいいと思ってお菓子を与える
- ◆翌日出す予定の生ゴミを屋外に放置する
- ◆不要な農作物を農地周辺に捨てる
- ◆収穫しなくなったみかんや栗の木を放置する
- ◆外飼いの犬に与えているペットフード など

※捕獲率の低い箱わなも「単なる餌場」となっている可能性があります。30日捕獲されなかった箱わなは、捕獲計画を見直しましょう。



投棄したみかんに群がるサル

侵入させないための取組

やぶを刈り払いし隠れる場所を作らない

イノシシやサルは、本来、人前に身をさらすことを嫌う動物です。耕作放棄地や管理されていない藪は、格好の潜み場になるので、定期的に刈り払いするなどして、イノシシ等にとって隠れられない環境にしておくことも重要です。



写真 潜み場となっているヤブ地を解消

【参考1】 注意喚起（広報誌、チラシ等）の例

市民(町民)の皆様へ

1 イノシシに出会った場合の対応



イノシシに近づかないで下さい！

- イノシシはもともと臆病な動物です。人の話す声や物音を聞くと自分から逃げていきます。
- ただし、興奮しているとき（牙を鳴らしているときや毛を逆立てているときなど）は注意が必要です。

イノシシを刺激しないで下さい！

- イノシシを見かけても大声を出したり、犬をけしかけたり、石を投げたり、棒で追い立てるなどの刺激は与えないで下さい。
- イノシシと出会った場合は、目を合わせないように、静かに後ずさりしながら物の陰に隠れ、その場を離れるようにしてください。
- 万が一、イノシシが向かってきた場合も反撃はせず、盾になるような物の陰に隠れるか、高い位置によじ登る等、イノシシの視界から消える行動をし、イノシシが立ち去るのを待ちましょう。

2 サルに出会った場合の対応



人の姿を見て逃げる場合は、大きな声や音で追い払ってください！

- 被害を深刻化させないために、人間は怖い存在だと教えることも重要です。
- サルに勝てる自信がある場合は、ひるまず果敢に立ち向かいましょう。
- 電動ガン、花火、パチンコ（スリングショット）などの飛び道具で追い払うのも有効です。
- 飛び道具がなければ、バットや身近にある木の棒を振り回したり、石を投げたり、鍋を叩いたり、大声をだして威嚇しましょう。

人の姿を見ても逃げず、威嚇してくる場合は、刺激せず、ゆっくりとその場から立ち去らせてください！

- 人慣れしサルと人の距離が近くなると、人を不意に襲う等の事故の頻度が高くなり大変危険です。
- 威嚇してくるサルには、近づかないようにしてください。
- 離れるときはサルを見ず、後ずさりして下がりましょう。
- 背中を見せたり走って逃げたりすると、追いかけてくる可能性があります。

3 イノシシやサルを市街地で見かけた場合の対応

エサを与えないで下さい！

- イノシシやサルは人からエサを与えられると、次第に人慣れして、市街地をエサのある場所と認識し、頻繁に出没するようになってしまいます。

できるだけ身を隠し、可能な限り離れましょう！

- 市街地に出没するイノシシやサルは人を恐れなくなっている可能性があります。
- 壁や塀に隠れたり、高い場所に移るなどして、身を隠して離れるようにしましょう。

近くの役場や警察に通報してください！

- 被害の拡大を防ぐには、速やかな情報伝達の体制が不可欠です。市街地での目撃情報は放置せず、通報するようにしてください。

イノシシやサルが、市街地に出没した場合や民家近くで暴れて危険な状態にある場合などは、最寄りの市町役場または警察(110番)に連絡してください。

※市町等の連絡先（代表番号もしくは担当課の番号）を記載した方が望ましい。

【参考2】 注意喚起（広報車等）の例

イノシシ出没時の場合

〇〇地区の皆さんにお知らせします。

現在、〇〇町大字□□の△△公民館・センター等（より具体的な目印となる場所）付近でイノシシの目撃情報がありました。

- ・ 戸や窓を閉めて、出来るだけ外出を控えてください。特に、お子様の外出には注意してください。
- ・ 外出する場合も、イノシシが林や藪に身を潜めている場合もあるので、林から離れて歩くようにしてください。
- ・ イノシシを目撃したら、不用意に近づいたり目を合わさず、興奮させないように静かに後ずさりしながら物陰に隠れる等、イノシシから見えない場所に避難してください。大声をあげながら、走って逃げたりしないようにしてください。
- ・ 石や棒で攻撃したり、威嚇したりしないようにしてください。
- ・ イノシシの子どもを見かけても、近づかないようにして下さい。

イノシシを見かけた場合は、①イノシシを見かけた日時と場所、②イノシシが何をしていたか等の情報を、□□役所・役場□□課または□□警察署に連絡をお願いします。

サル出没時の場合

〇〇地区の皆さんにお知らせします。

現在、〇〇町大字□□の△△公民館・センター等（より具体的な目印となる場所）付近でサルを目撃情報がありました。

サルを目撃したら、不用意に近づかず、興奮させないように静かにサルから見えない場所に避難してください。

- ・ 戸や窓を閉めて、出来るだけ外出を控えてください。特に、お子様の外出には注意してください。
- ・ 食べ物を与えないようにしてください。

サルを見かけた場合は、□□役所・役場□□課又は□□警察署に連絡をお願いします。

【参考3】 関係法令（抜粋）

◆ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 ◆

（定義）

＜第2条＞

この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳（ほ）類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

（地方公共団体の役割）

＜第2条の2＞

市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第4条第1項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（中略）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（被害防止計画）

＜第4条＞

市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ～ 五（省略）

六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

<第9条>

市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 ～ 3 (省略)

4 第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

◆ 鳥獣保護管理法 ◆

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

<第9条>

学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

(狩猟鳥獣の捕獲等)

<第11条>

次に掲げる場合には、第9条第1項の規定にかかわらず、第28条第1項に規定する鳥獣保護区、第34条第1項に規定する休猟区(中略)その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域(以下「狩猟可能区域」という。)において、狩猟期間(中略)内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けずに、狩猟鳥獣(中略)の捕獲等を行うことができる。

一 次条、第14条、第15条から第17条まで及び次章第1節から第3節までの規定に従って狩猟をするとき。

二 次条、第14条、第15条から第17条まで、第36条及び第37条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、柵その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

(銃猟の制限)

<第38条>

日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下、「銃猟」という。)をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所(中略)においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等(中略)をする場合は、この限りでない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可)

<第38条の2>

住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第9条第1項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

◆ 警察官職務執行法 ◆

(避難等の措置)

<第4条>

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(立入)

<第6条>

警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

イノシシ等が市街地等に出没した場合の対応について

～「市町等向けのガイドライン」～

令和6年3月

佐賀県農林水産部生産者支援課

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

TEL0952-25-7113 FAX0952-25-7271